

関心事（2010年2月）

1．消費者庁「健康食品の表示に関する検討会」

消費者庁で2月19日に開催されました「第5回健康食品の表示に関する検討会」の配布資料では、従来の消費者庁のスケジュール説明と同様、3月18日の第7回の会合で論点整理が完了する予定になっています。しかし、3月8日及び3月18日の2回の検討会を開催しても論点整理が完了しないのではないかとの見通しが、一部の委員から示されています。

2．EFSAによる「一般機能」健康強調表示に関する意見（第二弾）

2月25日、EFSAのNDAパネルは「一般機能」健康強調表示リストに関する2回目の一連の意見を発表しました。EFSAに提出された情報の質が悪いのか、一連の主張の殆どが否定的でした。

- ・主張のもとになる物質の同定に関する情報の欠如、例えば「プロバイオティクス」
- ・主張されている効果が人体の機能の維持や改善に利益があるという情報の欠如、例えば「抗酸化活性がある」
- ・主張されている健康上の利益について信頼できる基準を用いたヒト試験の欠如 等々です。

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/nda100225.htm>

<個別品目に対するEFSAパネルの意見>

- ・メソゼアキサンチンと視力維持：因果関係が確立されていない。
<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1483.htm>
- ・リノール酸と神経機能維持：因果関係は確立されていない。
<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1485.htm>
- ・乾燥プルーンと正常な腸機能の維持：因果関係を確立するには不十分である。
<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1486.htm>
- ・Lactobacillus plantarum 299v (DSM 9843)と「免疫系」：「免疫系」の定義が不十分である。
<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1488.htm>
- ・ルテインと視力維持：因果関係を確立するには不十分である。
<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1492.htm>
- ・正常な血中グルコース濃度維持に関する各種食品/食品成分：治療中の糖尿病患者でのデータは健康なヒトでの効果を予想しない。動物実験やin vitro試験では十分でない。因果関係は確立されていない。

個別の成分のID(1987, 2091, 2135, 2179, 2335, 2461, 2642, 3145, 3230, 3244, 3258, 3291, 3345, 3375, 3408, 3438, 3457, 3471, 3528, 3534, 3540, 3554, 3557, 3583, 3625, 3628, 3730, 3782, 3851, 3971, 4034, 4043)に対応して、タマネギ、ゴーヤ、ニワトコ、ムラサキフトモモ、ブラックベリー、ウマゴヤシ、ギムネマ、スピルリナ、ウワウルシ、ユーカリ等々。

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1490.htm>

- ・関節や骨や筋肉維持：因果関係は確立されていない。

間接に関して、個別の成分のID(1799, 1973, 2022, 2178, 2202, 2254, 2255, 2311, 2394, 2417, 2418, 2458, 2649, 2794, 2798, 3119, 3144, 3274, 3283, 3318, 3339, 3495, 3511, 3523, 3555, 3624, 3699, 3748, 3770, 3835, 3884, 3892, 3904, 3943, 3978, 4012, 4020, 4056, 4137, 4175)、

骨に関して、個別の成分の ID(1764, 1907, 2418, 4012, 4020, 4056, 4175)が示されている。ヘスペリジン、柑橘バイオフラボノイド、S アデノシルメチオニン、ナリンギン、ムコ多糖、イソフラボン、アボカド、ジンジャー、ターメリック、クルクミン、キャッツクロウ、イラクサ等々。
<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1493.htm>

(報告者 : この報告は、余りにも多いので、以下を省略します。)

3 . ハーブと医薬品との相互作用によるリスク

2月2日、「The Times」は、「数百万人の英国人が使っているハーブレメディ (Herbal remedies) は、心疾患によく処方されている医薬品と相互作用することで重大な健康リスクとなり得る」と報じました。ハーブ製品が心疾患のある人にとってどのような有害影響や相互作用があるかを、米国で国立老化研究所 (National Institute on Aging) の助成金の一部で賄われた研究に基づいています。

Use of Herbal Products and Potential Interactions in Patients With Cardiovascular Diseases; Journal of the American College of Cardiology, 55,515-525(2010).

この論文では、ハーブ製品の安全性・有効性に関する科学的証拠の欠如、健康や資金的な有害影響から人々を守るための規制の欠如、製造工程の品質管理の欠如、公共誤報による非倫理的なマーケティング手法と偽広告、患者や医療従事者におけるハーブと薬物との相互作用に対する知識の欠如を指摘し、健康教育を通じたハーブ製品に対する国民と医師の理解、早期発見等と呼びかけています。

4 . 米国連邦取引委員会 (FTC) による子供用 ? -3 サプリメントの強調表示への警告

2月16日、FTC は、各種 -3 脂肪酸サプリメントを宣伝している11 の企業に対し、子どもの脳や視力の機能及び発達へのベネフィットに関する根拠のない強調表示は、連邦法に違反する可能性があるとして、製品の包装や表示を見直すべきであるとする文書を送付し、2 週間以内の回答し、法遵守のための措置の説明を求めました。 <http://www.ftc.gov/opa/2010/02/omega.shtm>

5 . クマリン抗凝固剤使用患者へのグルコサミン含有サプリメントの影響

2月4日、独のBfRは、グルコサミン含有サプリメントがクマリン抗凝固剤を使用している患者の健康にリスクとなるとの報告書を公表しました。

http://www.bfr.bund.de/cm/208/glucosaminhaltige_nahrungsergaenzungsmittel.pdf

6 . ソフトドリンク摂取による膵臓がんのリスクの増加の可能性

2月8日、米国がん学会の雑誌“Biomarkers & Prevention”に、「週に2回以上ソフトドリンクを飲む人の膵臓がんリスクは、全く飲まない人に比べ約2倍に増加する。」と発表されました。膵臓がんは希ながんですが、5年生存率は5%と極めて低いと云われています。シンガポール中国人健康研究の60,524人の男女が14年間フォローされました。この間の膵臓がん発症例は140で、毎週2回以上(平均5回)ソフトドリンクを飲む人達のリスクは、飲まない人より87%高かったとのこと。

この研究のミネソタ大学 Mark Pereira 博士は、「ソフトドリンクの砂糖がインスリン濃度を増やして膵臓がん細胞の増殖に寄与すると考えられる。」と話したとのこと。

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2010-02/aafc-sdc020310.php

7. 食品添加物の今後の指定予定 指定添加物 2009年6月4日現在、393品目

既に、薬食審・食品衛生分科会で了承された品目（指定待ちの品目）

- 1) L-グルタミン酸アンモニウム（調味料）
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム（乳化剤、安定剤）
- 3) 2-エチルピラジン（香料）
- 4) 2-メチルピラジン（香料）
- 5) ソルビン酸カルシウム（保存料）
- 6) 2-メチルブチルアルデヒド（香料）
- 7) 2-ペンタノール（香料）
- 8) プロピオンアルデヒド（香料）
- 9) 6-メチルキノリン（香料）
- 10) 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン（香料）
- 11) 3-メチル-2-ブタノール（香料）
- 12) 2-エチル-5-メチルピラジン（香料） （2010年3月3日、薬食審で了承の見通し）
- 13) イソペンチルアミン（香料） （2010年3月3日、薬食審で了承の見通し）
- 14) ケイ酸マグネシウム （2010年3月3日、薬食審で了承の見通し）

食品安全委員会の審議は進んでいます、厚生労働省の告示の手続きが一向に進んでいません。

8. 食用着色料としてのリコピン（日本：トマト色素）の暴露評価の改定（EFSA）

1月27日、EFSAの科学パネルは、天然由来のリコペン及び食用着色料として使用されるリコペンの安全性について評価し、これらすべての摂取源からのリコペンのADI 0.5mg/kg bw/dayと設定した。これにより、リコペン含有食品を多く摂取する就学前の児童や生徒などで、このADIを超過する可能性があるとされました。 <http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1444.pdf>

9. 食用着色料の表示の改善（カナダ）

2月28日、カナダの食品医薬品規則（Food and Drug Regulations）で、1種類もしくは複数の食用色素の使用について記載する場合に認めている「colour」という一般用語から、個別の名称あるいはID番号で表示するように変更することとし、5月4日までのパブリックコメントを求めました。

この規制は、タール色素から天然色素まで摘要されます。

（報告者：日本では既に実施済の事項です。）

10. コチニール色素の高騰と見通し

2月25日付けの「食品化学新聞」に、「現在、原料虫価格平年の2倍近くを推移しており、中間体価格も1.5~2倍に跳ね上がっている。市場では今春にかけてさらに切迫し、原料価格は3倍以上に達するという“90年代の再来”を懸念する声も上がり始めている。」と記載されていますが、実際はもっと深刻で、原料価格は、既に平年価格の4~5倍に達しています。“90年代（正確には、96年）”のレベルの高騰ではなく、“85年代”のレベルの高騰が現地で懸念されています。

これは、欧米の“天然化”によって、市場規模（推定：1,800MT）が大幅に拡大したこと、国内消

費（カルミン酸、カルミン、水溶性カルミンの生産）率が大幅に高まり、輸出に回る数量は 1 割程度に過ぎず輸出業者サイドに余力がないこと等の市場の状況に加え、サウサンプトン大学の研究報告による英国でのアゾ系タール色素規制、さらに EFSA によるアゾ系色素の ADI の変更（下方修正）による EU 市場での天然色素への切り替え需要が重なったことによるものです。

長引く価格の低迷により一部のプランテーションではサボテンが伐採されましたが、価格の高騰を受けてサボテンの回復は順調に進んでいる模様です。然しながら、「製品(雌の乾燥物)=種(雌)」であることから、プランテーションの種(雌)不足は深刻で、本年一杯回復しないのではないかと、回復したとしても原料価格は平年の 2~3 倍に留まるのではないかとこの見方が現地では有力です。

1 1 . 魚のヒスタミン問題

オーストラリア産ヒラマサ (Seriola lalandi) から、101~180mg/kg のヒスタミンが検出されたとの警報通知、タイ産魚醤から 268~413mg/kg のヒスタミンが検出されたとの情報通知が EU から発信されました。魚類のヒスタミン汚染の通報が増えています。

1月22日、青森県は、株式会社宝幸（東京都品川区大崎二丁目1-1）の八戸工場（青森県八戸市）で製造したサバの水煮缶から食中毒を引き起こす可能性のある高濃度のヒスタミンが検出されたとして、食品衛生法第6条第2号違反として、缶詰の回収を命じました。

1 2 . 株式会社ターガーにおける緑茶飲料の不適切表示に対する JAS 法による措置（農水省）

1月29日、販売会社である株式会社タイガー（兵庫県神戸市西区白水二丁目4番6号）と製造業者である大東乳業株式会社（岐阜県各務原市松本町2-466食品表示の点検とJAS法の表示基準に従った適正表示への是正と品質表示のチェック体制の強化が求められました。

1 3 . SK FOODS, LP の CEO の F. S. SALYER 氏がサクラメントで起訴（米国）

2月18日、SK FOODS, LP の先のオーナーで CEO の SALYER 氏は、トマト製品などを販売する際の各種違法行為の疑いで、サクラメント (SACRAMENTO) で起訴されたと報じられました。http://www.justice.gov/usao/cae/press_releases/docs/2010/02-18-10SKFoodsIndict.pdf

SK FOODS, LP は、日本の SK フーズ（東京都世田谷区舟橋）の親会社で、日本でもトマト製品を販売しています。 <http://www.skfoods-japan.com>

1 4 . ナタマイシンが添加されたワインの回収

2月4日、韓国食薬庁 (KFDA) は、果実酒に使用が認められていない食品添加物であるナタマイシンが検出されたとして、アルゼンチン産ワイン (AGRENTO MALBEC) 等10 製品の流通・販売を禁止し、輸入品14.7 トンを回収すると発表しました。

http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155433293§ionId=p_sec_1&type=news&flComment=1&flReply=0

15. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2010年2月）

- ・株式会社松屋が中国から輸入した「豚汁（加熱後摂取冷凍食品）」の命令検査で、クレンブテロール（喘息治療薬）0.00010ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・佳成食品株式会社が、中国から輸入した蒲焼うなぎの命令検査で、マラカイトグリーン 0.012ppm、ロイコマラカイトグリーン 0.11ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
*マラカイトグリーンは、食品中に含有してはならないと定められている合成抗菌剤です。
- ・ネスレマニファクチャリング株式会社が、オーストラリアから輸入した調味料自主検査で、安息香酸 0.022 が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
*安息香酸含有の大豆ペーストを、原料に使用したため。
- ・株式会社クワンタイムエンタプライスが、インドから輸入した果実の調整品の自主検査で、指定外添加物 TBHQ3ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
*原料のヒマワリに TBHQ が添加されていた。
- ・株式会社鈴音が、フランスから輸入したチョコレートの自主検査で、指定外添加物アゾルピンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・パシフィック洋行株式会社が、ドイツから輸入したケーキ類ミックスの行政検査で、指定外添加物ヨウ素化塩の使用が認められ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社鈴木榮光堂が、ベルギーから輸入したマカロンの行政検査で、銅クロロフィル（銅として）0.0014g/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
*マカロンは、チョコレートに分類され、0.0010g/kg 以下との使用基準が定められています。
- ・有限会社大竹商店が、米国から輸入した亜麻仁油の自主検査で、シアン化合物 37ppm が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・豊通食料株式会社が、オーストラリアから輸入したあわび加工品の自主検査で、二酸化硫黄 0.041g/kg が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

以上。